

## 第22回特別重要刀剣等審査の受付について

文化財としての日本刀・刀装・刀装具の保存及び普及振興を目的として、第22回特別重要刀剣等審査会を開催いたします。申請方法等要領は次の通りです。

1. **受付期間** 平成24年4月9日(月)～4月11日(水)  
この期間以外の受付は行いません。受付期間を過ぎて持ち込まれた物件は、返却されることとなります。
2. **受付時間** 午前10時から午後4時まで。
3. **申請資格** 申請物件は、重要刀剣等に指定されたもの。申請人は本協会会員に限ります。扱い人のある場合も申請人は会員に限ります。
4. **申込方法** 規定の申請書類に必要事項をご記入のうえ提出してください。なお、「え符」添付の必要はありません。  
申請書は本協会にありますが、協会ホームページからもダウンロードできます。また、提出の際は、指定書を必ずお示しください。
5. **申請料** 審査申請料(刀剣31,500円 刀装・刀装具21,000円、共に消費税込み)は、保存・特別保存刀剣等、重要刀剣等審査申請の場合とおなじく**刀剣等の返却時に納入**していただきます。
6. **指定料** 刀剣等の返却時に、申請料に加えて納入していただきます。  
刀剣210,000円 刀装・刀装具105,000円(共に消費税込み)

### 〈注意事項〉

- ※扱い人・代理人のある場合は、申請書に必ずその旨を記入してください。
- ※登録証は必ず本証を添付してください(コピー不可)。
- ※審査の結果は、通知書でお知らせいたします。  
電話でのお問い合わせには、お答えいたしません。
- ※合格した物件は受付終了後約3カ月、合格に至らなかった物件は約1カ月後に返却の予定です。
- ※合格した場合は、旧証書と引き替えに新しい証書を発行いたします。
- ※申請書類に事実と異なる内容が記載されている場合、取り下げになることもありますのでご注意ください。

### ○ 特別重要刀剣等審査物件を送付される場合

申請書はあらかじめ協会に請求し(協会ホームページからダウンロードできます)、必要事項をご記入のうえ、審査物件と共に受付期間内(4月9日～4月11日)に確実に届くよう発送してください。期間を過ぎて到着したものは受理できません。返送させていただきますのでご注意ください。

また、宛名には「特別重要刀剣等審査係」と明記してください。

なお、登録証・重要刀剣等指定書も必ず審査物件に添付してください。